

★ 広島県屋外広告物に関する規則の一部を改正する規則（規則第二号）（都市計画課）

一 改正の要旨

行政手続の利便性の向上を図るため、屋外広告物を引き続き表示をしようとする場合の許可申請について、添付書類を省略するなど必要な改正を行った。

二 施行期日

令和六年四月一日